

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第51号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税務課	たばこに係る税率の見直し等を定めた地方税法等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣 旨】 現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革、たばこ税の特例の廃止をした等地方税法の改正が行われました。

【関係法令】 三田市市税条例

【内 容】

(1) 個人市民税関係（平成28年1月1日施行）

① 所要の規定の整備（第33条）

所得税における国外転出時の株式等に係る未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例の創設に伴い、個人住民税の課税標準の計算においては、今回の特例によらないものとするもの。

② その他規定の整備（第36条の3の3）

地方税法改正に伴う項ずれの整備

(2) 法人市民税関係（平成28年4月1日施行）

① 所要の規定の整備（第23条）

平成28年4月1日から施行される国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施のため、恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様の形式にするもの。

(3) 地方たばこ税関係（平成28年4月1日施行）

① 旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の見直し（付則第16条の2、平成27年改正付則第6条）

旧3級品の紙巻きたばこに係る特例税率を段階的に廃止するもの。激変緩和の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で税率の引き上げを行うもの。

旧 3 級品の税率の見直し

	現行	改正内容			
		28. 4. 1	29. 4. 1	30. 4. 1	31. 4. 1
地方のたばこ税	2,906 円	3,406 円	3,906 円	4,656 円	6,122 円
道府県たばこ税	411 円	481 円	551 円	656 円	860 円
市町村たばこ税	2,495 円	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円
(参考) 国のたばこ税	2,906 円	3,406 円	3,906 円	4,656 円	6,122 円

(4) 納付環境整備

① 所要の規定の整備(付則第 4 条)

地方税法改正に伴う条ずれの整備

(5) 他の法律に伴う改正(番号法施行の日施行)

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)施行に伴う規定の整備(第 2 条、第 36 条の 2、第 51 条、第 63 条の 2、第 63 条の 3、第 71 条、第 74 条、第 74 条の 2、第 89 条、第 90 条、第 139 条の 3、第 149 条、付則第 10 条の 3、付則第 13 条の 4)